

明治三十五年法律第五十号

明治三十五年法律第五十号（年齢計算ニ関スル法律）
年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス
民法第四百三十三条ノ規定ハ年齢ノ計算ノ計算ニ之ヲ準用ス
明治六年第三十六号布告ハ之ヲ廃止ス